

宮津農水商工観連携会議規約

(名称)

第1条 本会は宮津農水商工観連携会議（以下「連携会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連携会議は、農林漁業者、商工業者及び観光業者等の連携を深め、6次産業化及び地産地商（消）等を一体となって推進し、もって宮津市の産業の振興と成長を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 連携会議は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 商品の開発に関すること。
- (2) 商品の販売促進に関すること。
- (3) 商品のブランド化の推進に関すること。
- (4) 地産地商（消）に関すること。
- (5) その他連携会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 連携会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員には、必要に応じて連携会議の外部から関係する事業者等並びに専門的な知識及び経験を有する者を参加させることができる。
- 3 連携会議には、前項の委員のほか顧問を置くことができるものとし、連携会議の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 連携会議には、必要に応じて、指導・助言を行うアドバイザーを置くことができるものとし、連携会議の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 連携会議には、必要に応じて、活動支援を行うコーディネーターを置くことができるものとし、連携会議の承認を得て会長が委嘱する。

(役員)

第5条 連携会議に会長1人、副会長若干名及び監事2人を置く。

- 2 会長は、宮津商工会議所副会頭をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長及び監事は、委員の互選により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 6 監事は、連携会議の業務及び経理を監査する。

(連携会議)

第6条 連携会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(チーム)

第7条 連携会議は、第3条の事業を推進するため、必要に応じてテーマ毎にチームを置くことができる。

2 チームは、関係する所属団体等の委員が指名する者をもって構成する。

3 チームには、必要に応じて、連携会議の外部から関係する事業者等並びに専門的な知識及び経験を有する者を参加させることができる。

(事務局)

第8条 事務局は、宮津商工会議所に置く。

(会計年度)

第9条 連携会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成26年3月13日から施行する。

2 連携会議の設置初年度の会計年度は、第9条の規定に関わらず、この規約の施行の日から平成26年3月31日までとする。